

一、従業員が要求書を撤回するよう示し、昨般懇願したるも遂に妥協せざるやると懸念す、翌六日更に會振團の承認せざる式の案を對支給するとの意思を特示するに及ぶや、争議團外案を示し、昨般懇願の結果三十名の労働者を解雇せしめ、正社員を解雇せしめ、會振團より、争議団に、平正社員會振團を本署に、○五日五日、會振團より、争議団に、乗出し、福岡市視のつとめを、労働法の範囲に、
 一、労働者の権利を侵害するに及ぶや、争議団外案を示し、昨般懇願の結果三十名の労働者を解雇せしめ、正社員を解雇せしめ、會振團より、争議団に、平正社員會振團を本署に、乗出し、福岡市視のつとめを、労働法の範囲に、

法人 協調會 福岡出張所

法人 協調會 福岡出張所

四、島田社長より従業員に對し金一封（六千圓）を出すこと
 かくて一時停頓更に悪化せんとしたるも警察當局の熱心なる調停経續に依り漸次解決に近づき十日午后五時より兩者を招致し徹宵和解斡旋に努めたる結果翌十一日午前十一時双方の譲歩にて解決するに至つたが争議團側の惨敗と見られてゐる。

十三、解 決 條 件

- 1、會社は全員解雇通知を取消すこと
- 2、争議團は要求書を撤回すること
- 3、退職者は警察及會社が關係會社其他に斡旋すること
- 4、社長より争議團に對し金一封を贈呈すること

附 則